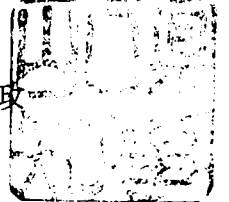


令 5 学事文書第 5 8 2 号
令和 5 年（2023 年）7 月 24 日

山口県公文書管理委員会会長 様

山口県知事 村岡 嗣政



山口県公文書等管理条例施行規則等について（諮問）

このことについて、本年 3 月、本県では、公文書の適正な管理、歴史資料として重要な文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とした、「山口県公文書等管理条例」を制定しました。

本県では、これから、令和 6 年 4 月の条例施行に向け、本条例の目的を達成するために必要な事項を定めた規則、指針等を検討、策定することとしております。

については、山口県公文書等管理条例第 33 条第 1 項及び第 34 条第 1 号並びに第 2 号に基づき、下記の事項について貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 山口県公文書等管理条例施行規則（仮称）
- 2 山口県公文書管理指針（仮称）
- 3 山口県特定歴史公文書の利用等に関する規則（仮称）
- 4 山口県公文書等管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準（仮称）